

改正

平成12年3月30日条例第8号

平成18年12月25日条例第39号

平成21年3月27日条例第7号

刈谷市行政財産目的外使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用（以下「行政財産の目的外使用」という。）に対する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 行政財産の目的外使用の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定により使用料の額を算定することが不適當又は困難と認める場合の使用料は、その使用態様等を考慮して、市長が定める額とする。

(使用料の徴収)

第3条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、使用料を市長が定める期間内に納入通知書により納付する。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により当該財産が使用できなくなったとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別な理由があるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(延滞金)

第6条 市長は、使用料を納期限までに納付しなかった者から延滞金を徴収する。

2 延滞金は、納付すべき金額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項に規定する延滞金は、100円未満の端数があるとき又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（過料）

第7条 市長は、詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に有償で行政財産の目的外使用を許可している場合の使用料は、この条例によって徴収する使用料とみなし、無償で行政財産の目的外使用を許可している場合に使用期間が定められているときはその期間、使用期間の定めのないときはこの条例施行の日から1年間、第5条の規定により使用料を免除したものとみなす。

附 則（平成12年3月30日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月25日条例第39号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）第17条の規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2

号に規定する政令で定める日

(3) (略)

附 則 (平成21年3月27日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市行政財産目的外使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に目的外使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に目的外使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

行政財産の種類	使用区分	単位	使用料
土地	建物の敷地、資材置場等として使用する場合	1平方メートルにつき 1年	土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額
	展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、一時的に使用する場合	1平方メートルにつき 1日	土地の課税標準額に100分の4を乗じ、365で除して得た額
	電柱、送電塔、地下埋設管、公衆電話その他これらに類する工作物等を設ける場合	刈谷市道路占用料条例(昭和51年条例第12号)別表に準ずるところによる。	
	自動販売機を設置する場合	1台につき 1年	18,000円に、売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額
建物	事務所、食堂、売店等として使用する場合	1平方メートルにつき 1年	建物の課税標準額に100分の7.2を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額を加算した額
	会議、講習会、研修会等として、	1平方メートル	建物の課税標準額に100分の7.2

一時的に使用する場合	につき 1日	を乗じて得た額に、当該建物敷地 に対する土地の課税標準額に100 分の4を乗じて得た額を加算し、 365で除して得た額
自動販売機を設置する場合	1台につき 1年	30,000円に、売上額に100分の5 を乗じて得た額を加算した額

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 2 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 電気、ガス、上下水道等の施設その他市長が指定する附属施設を使用するときは、この表による使用料の額に実費として市長の定める額を加算する額を使用料とする。
- 4 土地（1月に満たない期間の許可に係るものに限る。）及び建物の使用に係る使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項の規定による消費税の額が含まれるものとする。
- 5 課税標準額とは、固定資産税課税標準額の算定方法に準じて市長が定める額の1平方メートル当たりの額をいう。